

第28回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年9月27日(金) 午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第28回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年9月27日(金) 16時00分
2. 閉会時間 令和元年9月27日(金) 16時40分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 非農地証明願について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

議長

皆さんこんにちは、只今より、第28回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・委員、・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 4筆 3, 546平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、3件 10筆 5, 588平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、資料4ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成9年2月1日から隣接する・・・番・（宅地）と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第1号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申出人所有の農地、東側は申出人所有の宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第1号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、資料4ページ2番に記載のとおりで、昭和45年月日不詳頃から住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側、南側は道路を挟んで宅地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第1号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、資料4ページ3番に記載のとおりで、申請地は昭和56年月日から隣接する……番・(宅地)と一体に農業用施設(豚舎・堆肥舎・倉庫)として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

現地調査員

第1号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は……の一角にあり、北側は申出人所有の農地、東側は農地、南側は宅地、西側は申出人所有の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に豚舎及び堆肥舎、倉庫用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。
譲渡人及び譲受人は、資料5ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆228.09平方メートルを
交換するための申請です。
取得後の耕作面積は、5,743.09平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、
動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。
1番の譲受人は、農家で10年の農作業歴があります。
妻と2人で農業を営んでおり、茄子・キャベツを作付し、通作距離は自宅から徒歩1分ということ
で、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。譲渡人及び譲受人は、資料5ページ2番に記載のとおりで、田 7筆 2, 267平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6, 722平方メートルで、農機具は、トラクター5台、耕耘機2台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。2番の譲受人は、兼業農家で20年の農作業歴があります。

両親と弟の4人で農業を営んでおり、飼料作物を作付し、通作距離は自宅から150メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。譲渡人及び譲受人は、資料5ページ3番に記載のとおりで、畑 2筆 1, 443平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 977. 58平方メートルで、農機具は、リースでトラクター1台及び管理機1台、動力噴霧器1台所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。3番の譲受人は、兼業農家で50年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参・みかんを作付し、通作距離は自宅から徒歩10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声) 議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。譲渡人及び譲受人は、資料6ページ4番に記載のとおりで、畑 1筆 995平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、26,014.02平方メートルで、農機具は、トラクター、耕運機、管理機、草刈り機、動力噴霧機を各1台所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ ・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。4番の譲受人は、農家で16年の農作業歴があります。

両親と妻と子の5人で農業を営んでおり、人参を作付し、通作距離は自宅から車で4分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番と関連がありますので、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番及び6番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料6ページ5番及び6番に記載のとおりで合計 畑 1筆 269平方メートル、田 2筆 1,537平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、9,549平方メートルで、農機具は、トラクター、動力噴霧機、管理機、草刈り機を各1台所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

5番及び6番の譲受人は、農家で49年の農作業歴があります。

ソルゴウ、イタリアンを作付し、通作距離は自宅から車で15分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の5番及び6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可

申請の5番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の6番について、許可することに異議ありませんか。

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番について説明します。譲渡人及び譲受人は、資料6ページ7番に記載のとおりで 畑 3筆 1, 911平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、12,747平方メートルで、農機具は、トラクター2台、動力噴霧機5台、ホイロローダー3台、トラック5台、母豚300頭を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

7番の譲受人は、農地所有適格法人で養豚を営んでおり、稲、トウモロコシを作付し、通作距離は3.5キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の7番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

申請人は、資料7ページ1番及び2番に記載のとおりで、1番は申請地を農業用倉庫用地として、また2番は牛舎用地及び進入路、駐車場として利用したいとの申請です。

なお、この許可申請については、事前着工がされ、違反転用となっております。

資料は8ページをご覧ください。

違反転用への対応については、資料にありますように（1）違反転用を確認し、（2）－2原状回復は困難と判断し（4）事務局レベルでの協議した結果、簡易手続相当の違反案件の基準①に該当すると、県から通知をいただきましたので、今回（6）追認許可申請を行おうとするものです。

1番の申請地は、市役所有明庁舎から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

2番の申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側及び南側は道路を挟んで宅地、東側は申請人の宅地、西側は申請人の農地となっております。

現地は農業用倉庫用地として利用されており、問題なしと見て参りました。

2番の申請地は・・・・の一角にあり、東側は道路を挟んで農地、それ以外の周囲は宅地で、牛舎用地となっております。

現地は牛舎用地、牛舎への進入路及び駐車場として利用されており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

賃貸人及び借人は、資料9ページ1番に記載のとおりで、申請地292平方メートルを借り受け、隣接する・・・番・(原野)と・・・番・(山林)と一体に来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、土地区画整備事業の区域内であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は借人の店舗で宅地、それ以外の周囲は道路となっております。

既存の擁壁があることから、現状のまま利用し、碎石舗装による整地を行い、雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料9ページ2番に記載のとおりで、申請地1，725平方メートルを譲り受け、・・・・番・に障害児入所施設を建築し、・・・・番・は隣接する譲渡人所有の農地との共有の排水路としたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、西側は農地、南側は宅地、西側は道路を挟んで宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して河川へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

賃貸人及び賃借人は、資料9ページ3番に記載のとおりで、申請地1, 050平方メートルを借り受け、従業員及び業務車両用駐車場としたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は賃貸人所有の農地、南側は賃借人の事務所及び作業場で宅地、西側は水路を挟んで宅地となっております。

盛土造成し石積を設け、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料9ページ4番に記載のとおりで、申請地367平方メートルを譲り受け、隣接する牛舎の下屋増設及び飼料置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路、それ以外の周囲は譲渡人所有の牛舎用地で、宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 7件 18筆 17,242 m²

耕作権の再設定 6件 14筆 12,475 m²

合計 13件 32筆 29,717 m²です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、3件 5筆 3,520 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、20筆 16,288平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の14ページから15ページをご覧ください。農地の受け手及び出し手は、記載のとおりです。

また、18番から20番の受け手については先月の総会において、利用目的に疑義があり保留しておりましたが、市を通じて、受け手に確認をおこなったところ、牛の放牧ではなく、飼料を作付するということでありましたので、今回、再度上程しております。

また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、

「農業従事者数」、「作物の種類」など、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第28回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第28回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時40分